



商工業

旧リヴィン本館の商業テナント募集

旧リヴィン本館1階商業施設部分(約38・72坪)の活用希望事業者を公募します。応募条件など詳しくはにぎわい観光課へ問い合わせてください。なお、選定は企画提案評価方式です。

対象 次のすべてを満たす事業者1者(選考)。
 ①該当スペースを賃貸借し、軽食を含む喫茶などのサービス提供ができる
 ②中心市街地活性化に協力し、安定した経営を行うノウハウを持つ
 ③自社で各種設備、内装工事などを行える
申し込み 6月30日(土)までに所定の申込用紙に記入し、にぎわい観光課(千代田町二丁目 ☎210-2188)へ直接

前橋菓子まつり 松居一代さん講演

第30回前橋菓子まつりを開催。菓子展示・販売、菓子作り体験などを行うほか、女優・松居一代さんが講演します。
日時 6月12日(火)午後4時
会場 県民会館
入場料 1,500円(当日は1,800円)



松居一代さん

6月は計量月間 ルールを守り正しく

6月は計量管理強調月間です。正しい計量は経済の大切なルール。商品の値段や品質と同様、量目(正味量)にも注意しましょう。計量を正しく行うため次の制度があります。

- **検定**
商取引や証明用はかり、電気・ガス・水道などのメーター類は、検定に合格していなければなりません。合格した物には検定証印が付いています。商取引などに使うはかりを購入するときは、必ず検定証印の確認を。検定の有効期限が決められた物もありますので注意してください。
- **定期検査**
商取引や証明用のはかりは定期検査を受けましょう。検査に合格した

施設見学など TONTON探訪

物には合格証紙が張られています。○：問い合わせは計量検査所 ☎255-2218へ。
 豚に関連する施設の見学などを行うバスツアー「TONTONのまち前橋探訪」を開催。ウインナーの手作り体験や養豚農家と食肉卸売市場の見学など盛りだくさんです。
日時 6月29日(金)午前8時50分、JR前橋駅南口集合
対象 一般、30人(抽選)
費用 2,000円
申し込み 6月13日(水)(必着)までに往復ハガキで(1人1通)。住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、〒371-0022千代田町二丁目8-22・にぎわい観光課「TONTONのまち前橋探訪係」(☎890-6606)へ

前橋けいりん 開催日
 6/11~13(場外)
 6/15~17
 6/18・19(場外)
 6/21~24(場外)



農業

農用地の利用計画を変更します

「農業振興地域の整備に関する法律」で定められた農用地利用計画を、個別要請(一般除外)などで変更します。

この変更について、市内在住の人は意見書を提出することができます。また、計画を変更する農用地区域内にある土地の所有者、その土地に関する権利を有する人は異議の申し立てを行うことができます。

■ **意見書の提出**
日時 6月27日(水)までの執務時間内
 ■ **異議申し立て**
日時 7月12日(木)までの執務時間内
 ○：問い合わせは農政課 ☎890-6702へ。



水道

アジサイ見ごろの浄化センター開放

水質浄化センターを一般開放します。この時期、場内では植栽したアジサイが見ごろ。ぜひ、ご来場ください。
日時 6月17日(日)午前9時~午後4時30分
会場 水質浄化センター(六供町)
 ○：問い合わせは下水道施設課 ☎221-7524へ。

下水道の事業計画変更を告示し縦覧

「利根川上流域域関連前橋市公共下水道事業」の認可計画を変更。第2処理分区を2つに分割する案を告示

水道を使うときは無駄なく大切に

6月1日(金)から7日(木)までは「水道週間」です。今年の全国統一標語は「水道が、うるおす日々の、健やかさ」。普段、何気なく使っている水も無限ではありません。次の点に気を付け、水を大切に使いましょう。

- **蛇口の開閉は小まめに**
水を使うときには、小まめに蛇口を開閉し、使用後はしっかり閉めましょう。蛇口からポタポタ落ちる水でも、1日で約50リットル、1カ月で約1,500リットルにもなります。一人一人が、無駄のない上手な水の使い方を心掛



食器洗いは最小限の水量で

委員会など公開 傍聴しませんか

■ **教育委員会定例会**
日時 6月19日(火)午後3時
会場 市役所32会議室
対象 一般、先着10人
申し込み 当日午後2時30分~50分に会場へ直接
 ○：問い合わせは教育委員会総務課 ☎890-5802へ。
 ■ **自然環境保全推進委員会**
日時 6月20日(水)午後2時
会場 市役所30会議室
対象 一般、先着5人
申し込み 当日午後1時30分~50分に会場へ直接
 ○：問い合わせは環境課 ☎890-6292へ。



税

市・県民税の通知 6月8日に発送

市・県民税の納税通知書は6月8日(金)に発送する予定です。本年度の主な変更点は下表のとおり。
 なお、生活保護を受けていたり、災害などで被害を受けたりと、特別

市・県民税の主な変更点	
項目	変更内容
税率	市民税6%、県民税4%(一律)
定率減税	廃止
65歳以上で前年所得125万円以下の人の非課税措置	段階的に廃止。ただし、平成17年1月1日現在65歳以上で前年所得125万円以下の人は、年税額の1/3を減額

な事由で納税が困難と認められる場合は、市・県民税が減額または免除されることがあります。該当者は納期限の7日前までに市民税課へ申請してください。
 ○：問い合わせは同課 ☎890-6203へ。

納税通知書などの封筒 広告を募ります

固定資産税・都市計画税納税通知書などを送付する封筒裏面の一部に、企業などの広告を募集。広告希望者への説明会を6月15日(金)午後1時30分に市役所30会議室で開催します。詳しくは、本市ホームページをご覧ください。
 ○：問い合わせは資産税課 ☎890-6216へ。